全体スライド条項の運用について

池田町発注の建設工事において、池田町建設工事等執行規則（平成２年規則第 42 号）別記様式第１号の１から別記様式第１号の４までの契約書（以下「契約書」という。）第 22 条第 1 項から第 4 項（全体スライド条項）までの規定に基づく請負代金の見直しが円滑に運用できるよう、取扱いを定めたものです。

１　適用対象工事

全体スライド条項の対象工事は、次のすべてに該当する工事を対象とする。

(1) 契約の締結日から 12 箇月を経過した工事であること。ただし、すでに全体スライド条項又は契約書第 22 条第６項の規定（以下「インフレスライド条項」という。）により契約金額の変更を行っている場合は、基準日（直前のものに限る。）から 12 箇月を経過した工事であること。

(2) 残工事の工期が変更基準日から２箇月以上であること。

(3) 増額の場合、物価変動後の発注者の積算による基準日以降の変動後残工事金額と変動前残工事金額の差額が変動前残工事金額の 1,000 分の 15 を超えていること。

(4) 減額の場合、物価変動の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。

(5) 発注者確認時期は契約の締結日(又は直前の基準日)から 12 箇月経過時点、その時点で対象外の場合は、以降の労務単価や機械損料改定時を確認時期とする。

２　請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

(1) 請求日

スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日(契約の締結日(又は直前の基準日)から 12 箇月を経過した後の日であること。)。

(2) 基準日

請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。

(3) 残工期

ア　基準日以降の工事期間とする。

イ　基準日までに変更契約を行っていない場合でも、工期延期が明らかな場合は、その延期期間を考慮することができるものとする。

３　スライド協議の請求

(1) 発注者又は受注者は、契約の締結日(又は直前の基準日)から 12 箇月を経過した工事のうち、スライド変更の必要性があると判断される工事について協議開始を申し入れる（請求日）。なお、スライド協議の請求は、発注者又は受注者から書面により行うこととする。

(2) (1)の請求を受けた時、又は行った時は、工事請負契約書第 24 条第２項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を定め、受注者に通知するものとする。ただし、請求日から起算して７日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができるものとする。

４　請負代金額の変更

請負代金額の変更については、次により算定した金額により、工事請負契約書第 24 条第１項の規定に基づき発注者と受注者が協議して定め、書面により受注者に通知するものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

(1) 増額スライド額については、次式により行う。

$S_{増}=[P_2-P_1-(P_1\times 15/1{,}000)]$　（ただし、$P_1<P_2$）

この式において、Ｓ増、P_1、及びP_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

Ｓ増：増額スライド額

P_1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP_1に相当する額

Ｐ＝Σ（α×Ｚ）

α＝請負比率（落札率）
Ｚ＝発注者積算額

(2) 減額スライド額については、次式により行う。
Ｓ減＝[Ｐ$_2$－Ｐ$_1$＋（Ｐ$_1$×15／1,000）]　（ただし、Ｐ$_1$＞Ｐ$_2$）
この式において、Ｓ減、Ｐ$_1$、及びＰ$_2$は、それぞれ次の額を表すものとする。
Ｓ減：減額スライド額
Ｐ$_1$：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

Ｐ$_2$：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したＰ$_1$に相当する額

Ｐ＝Σ（α×Ｚ）

α＝請負比率（落札率）
Ｚ＝発注者積算額

(3) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

(4) スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまで実施したスライド額を含むものとする。

５　残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認等を行うものとすること。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

(3) 現場搬入材料のうち、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、次の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。

ア　工場製作品のうち、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

イ　基準日以前に配置済みの現地据付方の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。

ウ　契約書等で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

(6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

６　物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。
なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。

７　変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、速やかに行うものとする。ただし、工期末の変更時点でも行うこともできるとする。

８　インフレスライド及び単品スライド条項の併用

(1) 工事請負契約書第 22 条第６項に規定するインフレスライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド適用後 12 箇月経過後に、全体スライド条項に基づくスライド請求をすることができる。

(2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約書第 22 条第５項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

(3) 契約書第 22 条１項から第４項に規定する全体スライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。そのうえで、全体スライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

(4) また、全体スライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の 1.5%、後者においては対象工事費の 1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

(5) このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1.5%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る 1%分の負担を求めないこととする。

(6) さらに、単品スライド条項と併用した場合の対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、全体スライド条項と併用した場合の対象工事費は全体スライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

９　その他

本取扱いの実施フローについては、別紙１を参照すること。

別紙１
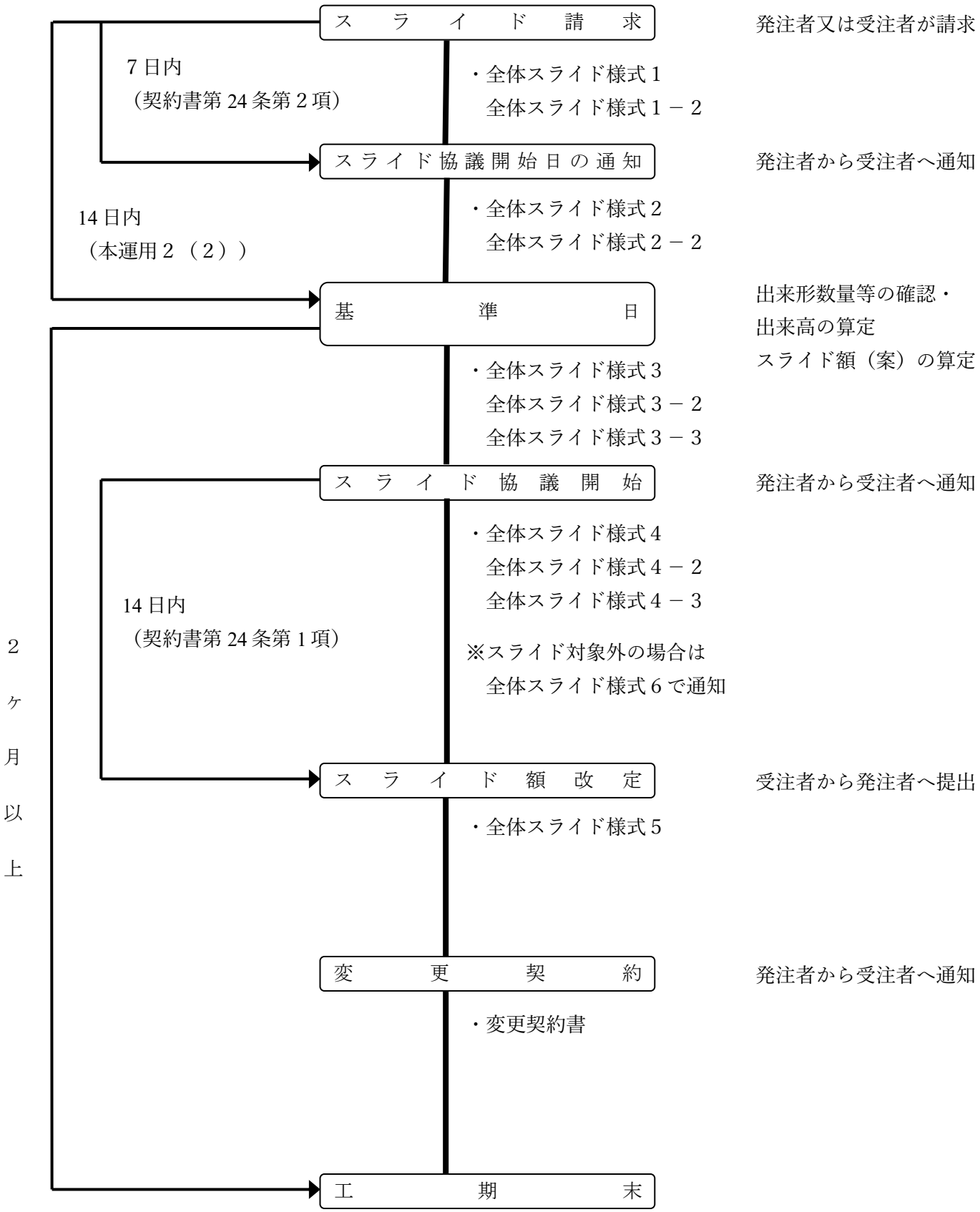
工事請負契約書第 22 条第 1 項から第 4 項に基づく実施フロー